(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
燕市吉田西太田字札木一六〇二番三から同市吉田下中野字筒中才二八〇番八まで	前	九・三六～三四・〇五メートル
	後	一〇・〇・六九～三九・九四メートル　〇・六七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	三重県度会郡大紀町滝原字大阪本一六七番二から同町滝原字中阪本一九〇番五まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十四号
(三) 指定する道路の部分

区間	幅員延長
天理市庵治町六三九番一から奈良県磯城郡三宅町大字三河五一番三まで	一五・三〇～一六・一七メートル　〇・二八六キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十七年三月二十六日

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年近畿地方整備局告示第百号南あわじ都市計画道路事業三・五・四百二十号湊線及び三・五・四百二十一号湊古津路線
三　事業施行期間　自平成二十二年三月二十九日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第六号中播都市計画道路事業三・五・百四号船場川線
三　事業施行期間　自平成十八年一月十七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線
三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第千二百九十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線
三　事業施行期間　自平成十一年五月二十五日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日　近畿地方整備局長　森　昌文

一　施行者の名称　兵庫県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百四十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線
三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし